

賃 貸 借 基 本 契 約 書

京都府（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により令和7年6月に導入する道路パトロール車の賃貸借に係る基本契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲と乙とが道路パトロール車の「賃貸借」に関する契約を締結するに当たり、基本となる契約を締結することを目的とする。甲は、道路パトロール業務委託実施のため、道路パトロール車を乙から賃借し、これを道路パトロール業務委託業者に転貸する。この契約に基づく各道路パトロール車についての個別の賃貸借の契約事項については、別途契約する個別の契約書により定める。

（契約の要領）

第2条 契約の要領は、次のとおりとする。

- （1）道路パトロール車の仕様 別紙「令和7年度道路パトロール車仕様書」のとおり
- （2）契約単価 別表「契約単価表」のとおり

（賃貸借の期間、料金の算定、請求及び支払）

第3条 賃貸借の期間、料金の算定、請求及び支払については、個別の契約書による。

（長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等）

第3条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

（契約の解除）

第4条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - （1）役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - （6）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - （7）乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（談合等による解除）

第5条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止

法」という。)第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第6条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第4条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償の予定)

第7条 乙は、第5条各号のいずれかに該当するときは、道路パトロール車の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、別途契約する個別契約の契約金額合計額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第8条 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能(以下本条において「履行不能等」という。)となったときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、履行不能等となったときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(相殺予約)

第9条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(関係法令の遵守)

第10条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第11条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約に定める条項は、この契約に基づき締結される個別契約に適用される。ただし、個別契約において、この契約と異なる事項を定めているときは、当該個別契約の定めが優先する。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 京都府知事 西 脇 隆 俊

乙 住 所

氏 名